# 輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

| 貨　物　名： |
|---|
| メーカー名： |
| 型及び銘柄： |

©CISTEC
2019.01.09施行政省令等対応（　１／１　）

| 次に掲げる貨物　（２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの<br>６－（８）フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル | 判　定　欄 | 注　釈 | 記　入　欄 |
|---|---|---|---|
| ［省令］第５条　輸出令別表第１の６の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 | 該　当　○<br>非該当　×<br>対象外　－ | | |
| 八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。） | 【　】<br>《　》 | ］除外 | |
| ロ　直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバッグ装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（（一）及び（二）にあつては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。） | ［　］<br>《　》 | ］除外 | |
| （一）　非接触型の測定装置であって、０．２ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が０．２マイクロメートル以下のもの | ［　］ | | 数値（　　）<br>数値（　　） |
| （二）　工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバッグ装置であって、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの１０万分の６パーセントに０．０００８ミリメートルを加えて得た数値未満のもの | ［　］ | | 数値（　　） |
| （三）次の全てに該当するもの | ［　］ | | |
| １　レーザー光を用いて測定することができるもの | ［　］ | | |
| ２　測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が０．２ナノメートル以下のもの | ［　］ | | 数値（　　） |
| ３　測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに０．０００５を乗じて得た数値に１．６を加えた数値以下のものであって、１９．９９度以上２０．０１度以下の温度範囲において３０秒を超えて測定できるもの | ［　］ | | 数値（　　）<br>数値（　　） |
| （四）（三）に該当する測定装置の組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの | ［　］ | | |
| ハ　工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であって、角度の精度が０．９角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。） | ［　］<br>《　》 | ］除外 | 数値（　　） |
| 十　複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、工作機械用に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの | 【　】 | | |
| イ　削除 | | | |
| ロ　削除 | | | |
| ハ　複合回転テーブルであって、次の（一）及び（二）に該当するもの | ［　］ | | |
| （一）　旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの | ［　］ | | |
| （二）　輪郭制御のために同時に制御することができるように設計した２つの回転軸を有するもの | ［　］ | | |
| ニ　加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであって、次の（一）及び（二）に該当するもの | ［　］ | | |
| （一）　旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの | ［　］ | | |
| （二）　輪郭制御のために同時に制御することができるように設計したもの | ［　］ | | |
| 判定結果 | | | □該当　□非該当 |

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］